

## 浄化槽の復旧工事への補助金制度

### ■対象となる浄化槽

- 個人で設置し、地震による被害を受けた浄化槽で、次の要件を満たすもの
- ・下水道などの集合排水整備区域外であること
  - ・専用住宅、集会所であること(事業所、兼用住宅、賃貸住宅は対象外)
  - ・浄化槽の保守点検、法定点検を受けていること
  - ・被災前に納期限を迎えた市税などを滞納していないこと
  - ・震災復旧に関する他の公費が入っていないこと(住宅の応急修理支援など)

### ■対象となる経費

浄化槽本体の修理・入れ替え工事に必要な経費(工事に必要となる前後1メートルの配管を含む)

※次の修理や工事は対象外

- ・その他の配管や工事の支障となる工作物の撤去および復旧
- ・単独浄化槽の修理(合併浄化槽への入れ替えは補助の対象)

### ■補助額

復旧工事にかかる全額(ただし市が必要と認める範囲の工事)

### ■問い合わせ(申請書の記載方法を含む)

浄化槽コールセンター ☎0120-326-121 受付時間 9:00~17:30(日、祝日は除く)  
メール noto@zenjohren.or.jp

### ■申請書提出先

(公社)石川県浄化槽協会 〒920-0211 金沢市湊2丁目183番地  
☎076-225-8819

☎ 上下水道課 ☎53-1972

## 災害ボランティアの派遣

震災による自宅の後片付けや荷物の運び出しなどでお困りの人はご利用ください。

### ■依頼方法

七尾市災害ボランティアセンター(☎58-3953)までご連絡ください。

### ■受付時間

9:00~16:30(土・日、祝日含む)

### ■利用にあたってのお願い

- ・専門的、技術的な作業(重機の操作や大作業など)や、危険を伴う作業(屋根の上での作業など)は、ご要望にお応えできないことがあります。
- ・集まったボランティアの人数や天候によっては、すぐに対応できないことがあります。
- ・ボランティアへの食事の用意などは不要です。

### 家屋の解体が決まった、または解体を検討している人へ

解体が決まった家屋や解体を検討している家屋からの、荷物の運び出しや片付けなどのボランティア派遣は行っていません。

ただし、新たな居住地(市内に限る)へ引っ越し際は、必要な家財道具の運搬のみボランティアを利用できます。引っ越しの際には、お気軽にお問い合わせください。

☎ 七尾市災害ボランティアセンター ☎58-3953

## 住まいに関すること

### 住宅の応急修理支援

#### ■対象となる住宅

被害を受けた時点で住んでいた建物で、り災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊のいずれかに判定された住家(空き家や倉庫、店舗などは対象外)

- ・申請前の修理も対象となりますが、「修理箇所が分かる着工前後の写真」が必要です。忘れずに撮影してください。写真のないものは、対象外となる可能性があります。
- ・修理費用は、限度額までの範囲内で、市が業者に直接支払います。

#### ■修理箇所 ※詳細は要相談

屋根、壁、床、ドアなどの開口部、トイレ、上下水道配管など日常生活に不可欠な部分

#### ■限度額(1世帯あたり)

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊	70万6千円
準半壊	34万3千円

#### ■工事の完了期限

12月31日(火)

#### ■申請先

総合支援窓口(パトリア4階 多目的ホール) ①番窓口

☎ 都市建築課 ☎53-8429

### 賃貸型応急住宅(みなし仮設)の入居支援

民間の賃貸アパートなどの入居費(家賃、敷金・礼金など)を支援します。石川県および富山県、福井県、新潟県にある住宅が対象です。

#### ■対象となる人

- ・住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住宅がない人
- ・住宅が半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む)し、住宅として再利用できないため、やむを得ず解体する人
- ・二次災害などにより被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路など)が途絶している、避難指示を受けているなど、長期にわたって居住できないと市が認める人
- ・住宅の応急修理支援の利用者で、修理に必要な期間が1カ月を超えると見込まれる人(半壊以上の被害を受け、他の住居の確保が困難な人に限ります)
- ・その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた人

#### ■入居期間

入居開始から2年以内  
(応急修理支援を併用する場合は、最長で6月30日まで)

#### ■住宅の条件

- ・家賃が上限の金額を超えないもの(超過分の個人負担は認められません)
- ・貸主から同意を得ているもの
- ・不動産事業者(仲介業者)があっせんした住宅であること
- ・耐震性が確保された住宅であること

#### ■申請先

総合支援窓口(パトリア4階 多目的ホール) ②番窓口

☎ 都市建築課 ☎53-8429

#### 【参考】石川県内の住宅の上限額

世帯の人数	金沢市 野々市市	その他の市町
1人	6万円	6万円
2人	8万円	
3~4人	10万円	8万円
5人以上	12万円	11万円

※県外の住宅の上限額は市ホームページでご確認ください。